

カトリック唐湊墓地 使用規定

(制定の目的)

第一条 この規定は、宗教法人カトリック鹿児島司教区が所有し、管理するカトリック唐湊墓地の使用に関しての明確な基準を定めることを目的とする。

(使用の承認)

第二条 墓地を使用しようとする者は、まず所属小教区の主任司祭に申し出て、当該小教区の墓地委員を通して教区事務所へ墓地使用権申請書を提出し、墓地管理者（職務代理者は墓地担当司祭）の承認を得なければならない。

2 墓地を使用しようとする者は、この規定および細則等に従い、誠実に使用する旨を所定の誓約書に自署押印しなければならない。

(使用の目的)

第三条 墓地は、遺骨・遺品・その他これに類するものを安置する目的以外には使用することはできない。

(使用者の資格)

第四条 墓地は、カトリック鹿児島司教区に所属する信者、および墓地管理者が特別に認めた者に対して、その使用を承認する。

(墓地使用の継承)

第五条 墓地使用の継承については、その事由が発生した場合、継承人は所属する小教区の墓地委員を通して、教区事務所に備え付けの継承使用誓約書に自署押印し、継承手続きをする。但し、継承人がいない場合には墓地委員会で継承について協議する。

(使用区画の原則)

第六条 墓地の使用は原則として一区画とする。但し、墓地管理者は墓地委員会で協議のうえ、一区画以上の使用を認めることができる。

2 使用区画については、使用申請者と墓地管理者とが協議し、選定する。

(使用権利等)

第七条 墓地を使用しようとする者は、使用権利金および墓地管理費を納入しなければならない。

2 前項の規定による既納の権利金および墓地管理費は返還しない。

3 使用権利金および墓地管理費については、細則を定める。

4 所定の使用権利金を納入した者に、墓地管理者は「カトリック唐湊墓地使用権利証」を発行する。

(法式等の制約)

第八条 墓地における祭儀法式は、カトリック教会が定める法式に従い行うものとする。

(墓地使用权の放棄)

第九条 墓地の使用权を放棄したい時は、墓地管理者に申し出て、所定の放棄届書に自署押印し、無条件で返還するものとする。

(使用承認の取り消し)

第十条 墓地の使用を承認された者、またはその継承人が正当な事由なく本規定および細則等に違反した場合には、墓地管理者は、その使用の承認を取り消すことができる。

(譲渡・転売・転貸の禁止)

第十一条 墓地の使用者は、その使用权を第三者に譲渡・転売・転貸してはならない。

(墓地管理者)

第十二条 墓地の管理者は教区司教である。但し、実際の職務は司教が任命した墓地担当司祭が代理する。

(墓地台帳等の書類の保存)

第十三条 墓地管理者は、教区事務所に墓地管理台帳を常備し、整理保存する。また、受理した埋葬許可証等の書類も所定の期間（五年間）保存しなければならない。

(墓地委員会)

第十四条 墓地管理者は、墓地の適正な維持管理運営のための諮問機関として墓地委員会を設置する。

2 墓地委員は、鹿児島市内の各教会の主任司祭が各々一人の信徒を推薦し、教区司教によって任命される。

3 墓地委員の任期は四年間とする。但し、再任は妨げない。

4 墓地委員会は原則として年一回開催され、墓地の管理状況の報告がなされ、また必要な場合には規定の見直し、改正などについて審議し、墓地管理者に答申する。

(清掃管理業務の委託)

第十五条 墓地管理者は、墓地の清掃管理業務を指定の業者と委託契約することができる。

(その他)

第十六条 この規定の施行に必要な事項は、別に施行細則に定める。

附則

1 この規定は、教区司教の認可を受けて、一九九九年四月一日から施行する。

カトリック唐湊墓地使用規定施行細則

(趣旨)

第一条 カトリック唐湊墓地使用規定（以下「規定」という）第二条および第七条の規定に基づき、使用手続き等に関する事項および使用権利金、墓地管理費の額については、この細則の定めるところによる。また、規定の施行に必要な事項も細則に定める。

(使用承認手続き)

第二条 規定第二条により墓地の使用を願い出る者は、所定の墓地使用権申請書（第一号様式）および誓約書（第二号様式）を教区事務所に提出しなければならない。

2 墓地管理者は、その使用を承認する場合には、カトリック唐湊墓地使用権利証（第三号様式）を交付する。

(墓地使用の継承)

第三条 規定第五条に基づく継承人は、所定の継承使用誓約書（第四号様式）を教区事務所に提出し、継承手続きをする。

2 継承人は、民法第八九七条の定める墳墓の使用権を継承する者である。但し、特別の事由により、親族または血縁者が継承することを墓地管理者は承認することができる。

(使用権利金および墓地管理費の金額)

第四条 規定第七条に基づく墓地使用権利金および墓地管理費の金額は、以下に定めるところによる。

墓地使用権利金 三十万円 墓地管理費 毎年三千円（但し二年毎に見直す）

2 前項の墓地管理費は、三年分まで前納することができる。

3 第一項の墓地管理費が三年以上納入されない時は、墓地使用の意思がないものと見なし、墓地管理者は使用権放棄の手続きを行う。

(使用権の放棄)

第五条 墓地の使用を放棄したい時は、所定の放棄届出書（第五号様式）を墓地管理者に提出し、無条件で返還する。その際、使用者は自己の責任において既存の墓石等を撤去し、原状回復しなければならない。

(墓石の設置)

第六条 墓石等は、必ずこの細則に提示されている規格に従って作製し、それを設置すること。これは一部、キリスト教に馴染まないものや形状等が他と比較して突出しているものなどが設置され、「墓全体の景観が損なわれている」という使用者達の非難の声を配慮してのことである。

(納骨手続)

第七条 納骨する場合には、地方自治体発行の死体埋（火）葬許可証のほか、所定の納骨届（第六号様式）を墓地管理者に提出する。

2 焼骨の分骨を納骨する場合には、その焼骨の埋蔵または収蔵の事実を証明する書類（地方自治体発行の死体埋（火）葬許可証ほか）と納骨届（前項）を墓地管理者に提出する。

(焼骨の持ち出し)

第八条 収蔵した焼骨を他へ持ち出す場合には、焼骨持出届（第七号様式）および地方自治体発行の改葬許可証（写し）を墓地管理者に提出した後、持ち出すことができる。

(その他)

第九条 墓地使用に必要な事項の詳細については、別に定める。

附則

1 この施行細則は、1999年4月1日から施行する。